

また村の當農計画や農地分散の状態から見て集団化が必要な場合は社会的要因に捕らわれず集団化に踏み切ることが大切である。現在はこのようない集団化の必要な地域が非常に多く、もし農地の

状態をそのままにして、機械化や、諸施設の側面だけに資本投下を考えるならば、高価な機械や施設の能力が十分發揮できず、農業計画は失敗に終らなければならぬ。

農地集団化の実際

集団化の方法には「換地」と「交換分合」があることは前に述べたとおりだがその具体的なやり方についてふれてみよう。

換地計画の仕組み

まず換地は、その前提として、ほ場整備や換地を必要とする土地改良事業が行なわなければなりません。このほ場整備事業によって従前の土地は、区画はもん、所有の場所も判らなくなり、そこに新しい区画が整地される。これをいままでの土地の条件を総合的に勘案し、その土地に照應するように地盤の整理をする。従前の土地に「照応」するというのではなく、場合によっては配分を受ける人の農業経営の都合を考慮して、全く別な箇所に配分することがある。また本人の同意があれば従前の土地よりも非常に少ない面積、或は全く換地しないで他の人に多い換地は、その場所も判らなくなり、そこに新しい区画が整地される。

しかし本人の同意があれば差があつてもよい。交換は、一対一の交換の必要はなく、一対三でも一对五でもよいが、手離す農地或は受取る農地だけでは交換分合計画の対照とならないとされている。この場合は精算金で処理することができる。

他の条件がほぼ同じであることが必要とされる。しかしこの場合は精算金で処理することができる。交換は、一対一の交換の必要はなく、一対三でも一对五でもよいが、手離す農地或は受取る農地だけでは交換分合計画の対照とならないとされている。この場合は精算金で処理することができる。交換は、一対一の交換の必要はなく、一対三でも一对五でもよいが、手離す農地或は受取る農地だけでは交換分合計画の対照とならないとされている。この場合は精算金で処理することができる。

農地集団化を進めるために

集団化附帯事業のいろいろ

集団化附帯事業は農地の交換分合を行なうことで、地域内で条件の悪い土地について土地改良事業をほどこし、農地の条件を整備して交換を容易にし、集団化を促進するとともに集団化を生じた地域の生産性の向上に役立てようとするものである。

附帯事業の種類

この事業は、本県の農地が著しく分散しており、しかも農道、用排水路等の不備を改善するための各種土地改良事業の一環として、国の補助事業とは別個に行なう事業であり事業採択の基準はおむね次のように定められている。すなはち、交換分合に附帯する土地改良事業である。

$$\text{移動率} = \frac{\text{交換分合前地総面積} - \text{交換分合後地総面積}}{\text{交換分合前地総面積}} \times 100$$

移動率や集団化率をなるべく高くして一戸当たりの圃地数を少なくするためには地域の多くの人が交換分合に参加することが必要である。ところが、通路の不便な農地や、用排水の悪い農地は条件の良い農地との交換は円滑に進まない。

農地を表す=

$$\text{地総面積} = \text{圃地面積} + \text{耕地面積} + \text{未利用地面積}$$

$$\times 100$$

く換地することもできる。この場合は精算金を事業主体が徴収した支払うこととし、個人間の受け渡しはない。

事業主体は、土地改良を行った者で、土地改良区、市町村、農業協同組合、または数人の共同者であるが、国や県も事業を行った場合必要に応じて換地することになる。

いずれの場合も、その土地について事情の詳しい地力委員を選任し、この人たちは公平な立場から従前の土地調査又個人毎の経営調査を行ない、換地計画を樹てる。換地計画は、土地改良区が事業を行った場合を例に取ると、その地域の関係権利者の総会において三分の二以上の同意を得て決定され、県知事の認可を申請し、知事は計画が適正に行われているかどうかを検討して認可。認可すればはじめて新らしい所有権が生れるわけである、またこれにもとづいて登記がなされるがこの土地に関する相続登記等の登記料も一切免除されることになっている。

換地計画は、土地改良区が事業を行った場合を例に取ると、その地域の関係権利者の総会において三分の二以上の同意を得て決定され、県知事の認可を申請し、知事は計画が適正に行われているかどうかを検討して認可。認可すればはじめて新らしい所有権が生れるわけである、またこれにもとづいて登記がなされるがこの土地に関する相続登記等の登記料も一切免除されることになっている。

交換は、個人対個人の話し合いで計画されるものではなく、関係権利者によって選出された計画委員によって、個人個人の農地の分散状況や経営状況に応じて改善に役立つようして計画され、権利者の全員の同意を得て決定され、そのためには一筆一筆の土地について地方やその他の条件を勘案した土地調査が行われる。

決定された計画は知事の認可を得て登記されるが、登記料や不動産取得税は勿論免除される。また受取る農地と手離す農地は、地目、地積、

交換分合について

交換分合では、その事業主体となる者は、農業委員会、土地改良区、農業協同組合又は市町村である。事業に着手するには関係農業者(二人以上)の者の請求にもとづくあるいは事業主体が必ずから発意する場合であるがいざれも一定の農用地の外農地の利用上必要な土地も交換することができる。

もちろん、畜舎の放牧地または飼料の為の採草地もこれに含まれる。従ってこれ等の土地も交換の対照とすることができる。

農用地といふのは、耕作の目的としての農地はから発意する場合であるがいざれも一定の農用地を地区に定め事業主体が交換分合計画を定める。

地区的の利用上必要な土地も交換することができる。

またこれらの土地については所有権だけではなく、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利もその簡々の権利内での交換ができる

ことができる。

交換は、個人対個人の話し合いで計画されるものではなく、関係権利者によって選出された計画委員によって、個人個人の農地の分散状況や経営状況に応じて改善に役立つようして計画され、権利者の全員の同意を得て決定され、そのためには一筆一筆の土地について地方やその他の条件を勘案した土地調査が行われる。

決定された計画は知事の認可を得て登記されるが、登記料や不動産取得税は勿論免除される。

また受取る農地と手離す農地は、地目、地積、

事業区分	1ha当たり		負担区分
	事業費	補助	
交換分合	1,950円	50%	50%
	1,100	50	50
換地計画(旧年度度)	2,500	50	50
	2,500	50	50
換地計画(当年度度)	3,000	50	50
	3,000	50	50
団体営換地計画	5,000	50	50
都道府県営換地計画	5,000		

特集 豊かな県民生活への道
(新年度予算と県計画)

新産都市の建設 農業構造改善事業の進捗について
第一回 第一年度は事業地域の決定、啓蒙普及、基礎調査、測量及び計画図の作成、計画原案の作成とし、第二年度は計画書の作成、認可申請

作成された。豊かな県民生活を実現するための道しるべを明らかにする。

(昭和四十年度事業費 (農政部)